

平成28年度

第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会

<資 料>

<委員名簿>

- 平成28年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿

<参 考>

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ

<議 事>

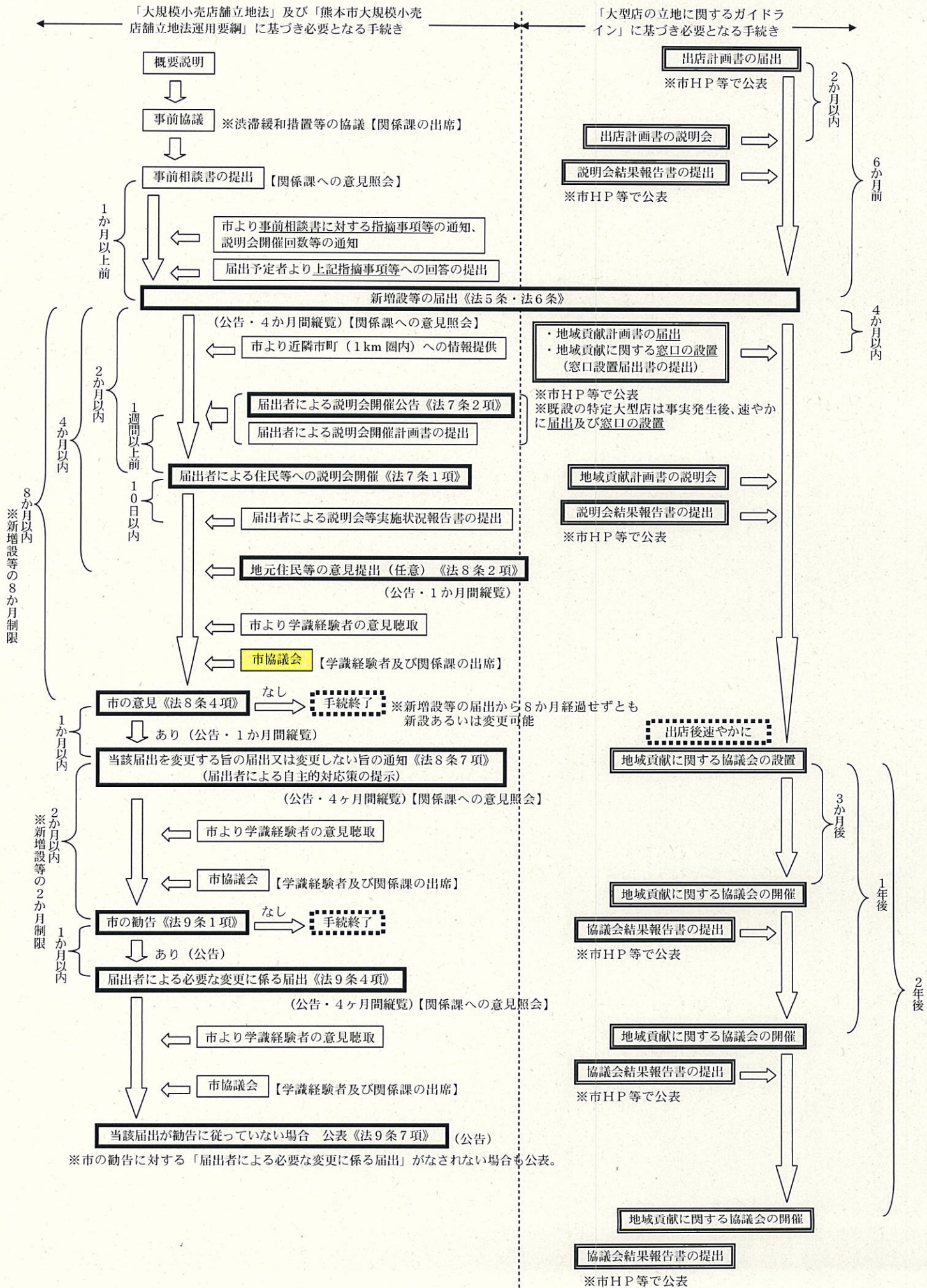
「ドラッグコスモス清水亀井店」に対する意見について

- | | |
|--------------------------|---------|
| ◎ (資料1-1) 市の意見案と考え方 | … 1～7 |
| ○ (資料1-2) 建物位置図 | … 8 |
| ○ (資料1-3) 周辺見取図 | … 9 |
| ○ (資料1-4) 平面図兼配置図 | … 10、11 |
| ○ (資料1-5) 動線計画図 | … 12 |
| ○ (資料1-6) 参考資料 (緑地・屋外照明) | … 13 |
| ○ (資料1-7) 立面図 | … 14 |

平成28年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

No.	団体名等	所属・役職	氏 名	出席者	備考
1	熊本市	経済観光局 産業部長	境 信良	本人	
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人	
3	熊本学園大学	経済学部 教授	荒井 勝彦	本人	
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 嘱託教授	磯田 節子	本人	
5	熊本県	警察本部交通規制課長	森 教烈	代理	中村 孝男
6	熊本市	危機管理防災総室長	小原 祐治	代理	平井 功
7		生活安全課長	澤田 宏明	本人	
8		青少年教育課長	上原 章広	代理	網谷 圭司
9		環境政策課長	榊田 一郎	代理	八浪 哲也
10		環境共生課長	谷垣 佐智子	本人	
11		水保全課長	永田 努	代理	谷山 祐喜
12		ごみ減量推進課長	吉村 栄治	代理	菅本 康博
13		商業金融課長（所管課）	福島 慎一	本人	
14		交通政策総室長	田尻 亮司	代理	高木 悟
15		都市政策課長	宮崎 裕章	代理	松永 幸徳
16		建築指導課長	原 和義	代理	中村 信一
17		開発景観課長	正源司 繁	代理	川崎 栄二
18		土木管理課長	村上 孝之	本人	

大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ



市の意見案と考え方

新 設

1. 店舗名称：ドラッグコスモス清水亀井店
2. 所在地：熊本市北区清水亀井町168番 外
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：株式会社コスモス薬品（福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号）
 - (2) 小売業者：同上
 - (3) 新設年月日：平成28年7月27日
 - (4) 店舗面積：1,228㎡
 - (5) 駐車場台数：48台
 - (6) 駐輪場台数：15台
 - (7) 荷さばき施設面積：52㎡
 - (8) 廃棄物保管施設容量：11㎡
 - (9) 営業時間：10:00～22:00
 - (10) 駐車場利用可能時間帯：9:30～22:30
 - (11) 駐車場の出入口の数：3箇所
 - (12) 荷さばき可能時間帯：24時間

	届出日	縦覧期間	市意見通知期限
4. 手続状況：	平成27年11月26日	平成27年12月1日～平成28年4月1日	平成28年7月26日

5. 意見等：	住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井教授)	学識経験者 (磯田嘱託教授)	
○…あり ×…なし	×	○	○	○	
	県警交通規制課	危機管理防災総室	生活安全課	青少年教育課	
	○	×	×	×	
	環境政策課	環境共生課	水保全課	ごみ減量推進課	商業金融課
	○	○	×	×	○
	交通政策総室	都市政策課	建築指導課	開発景観課	土木管理課
	×	×	×	○	○

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

Ⅰ. 設置者、建物等の概要

指摘事項なし

Ⅱ. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

1	担当課	県交通規制課
	指摘内容	【項目No.4(2)関連】 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じていただきたい。 (理由) 交通の安全と円滑のため。
	設置者回答	オープンに伴って来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、周辺地域の生活道路に渋滞等の影響が生じた場合には、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてまいります。
取扱		留意事項として付記 → (1)
2	担当課	学識経験者（荒井教授）
	指摘内容	【項目No.4関連】 事前相談書に対する指摘事項(9頁【項目No.4関連】)の回答をいただきましたが、再度、検討した結果、「出入口No.1をOUTのみ、出入口No.2をINのみ」とするのがベストとではないかと考えました。この点を再度検討していただきたい。
	設置者回答	出入口の運用については、これまで交通管理者、道路管理者との協議を重ねてきたところであり、北方面、南東方面からの来店車両の動線を考慮すると、出入口No.1に集中することが予測されるため、出入口No.1はOUTのみではなく、出入りとして運用が必要と考えます。又、出入口No.2についても、南東方面へ右折出庫して帰宅する車両にとって出口としての運用が必要であると考えております。 以上の理由から共に出入口としておりますが、オープン時等多くの来店車両が見込まれる際には交通流動を鑑み、左記にある意見のとおり出入口を分離して運用するなど、円滑な交通流の確保に努めてまいります。
取扱		記載しない
3	担当課	学識経験者（磯田教授）
	指摘内容	【項目No.4関連】 敷地の形状が複雑で車が2ヶ所からの出入りがあり、歩行者動線とクロスするので歩行者の安全に配慮をお願いしたい。
	設置者回答	主要な箇所に交通整理員を配置して歩行者の安全確保に努めます。
取扱		留意事項として付記 → (2)

4	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.7(6)関連】 荷さばき車両だけでなく、廃棄物等の回収車も通学路を経路とするため、通学時間帯を避けた運行計画とすること。 (理由) 廃棄物等の回収時間帯が午前8時から午後6時までとされているため。
	設置者回答	廃棄物等の回収業者へ通学時間帯を避けた運行計画とするよう協力を要請いたします。
	取扱	記載しない

2. 騒音の発生に係る事項

5	担当課	環境政策課
	指摘内容	【項目No.2関連】 熊本県生活環境の保全等に関する条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届出を、騒音特定施設を設置する30日前までに提出してください。 (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音の特定施設である室外機の圧縮機(原動力の定格出力が2.25 kw以上のもの)の設置が予定されているため。
	設置者回答	騒音特定施設に該当する設備機器は、設置する30日前までに届出を行います。
	取扱	記載しない

6	担当課	環境政策課
	指摘内容	【項目No.4関連】 夜間や早朝における、荷さばき作業に伴い発生する騒音及び搬出入車両の走行音に際しては、可能な限り騒音の発生を低減し、周辺的生活環境の保全に努められるようお願いいたします。 (理由) 夜間及び早朝における、荷捌き作業で発生する騒音により、苦情が発生する恐れがあるため。(特に、騒音レベルの最大値の予測結果が、環境基準を超過している予測地点A、B、C、D)
	設置者回答	届出書に記載した対策を確実に実施し、周辺地域の生活環境の保全に努めます。
	取扱	留意事項として付記 → (3)

3. 廃棄物に係る事項等

指摘事項なし

4. 街並みづくり等への配慮等

7	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.1(2)関連】 立面図について、カラー図面の提出をお願いする。 (理由) 建物の色彩やデザインの調和について、景観への配慮を確認するため。
	設置者回答	カラーの立面図を提出します(別添図面参照)。
	取扱	記載しない

8	担当課	環境共生課
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 ・建築確認事前申請で協議した緑地を確実に履行してください。 ・配置図に緑化場所及び面積の記載をお願いします。 (理由) 緑地の保全及び緑化の推進に関する条例
	設置者回答	緑地については、事前協議の通り確実に履行いたします。 緑地面積を示した図面を提出します(別添図面参照)。
	取扱	記載しない

9	担当課	学識経験者(内野教授)
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 緑化に当たっては、地表面や壁面を覆う植物だけでなく、低木・中木・高木も植栽してください。景観形成上や気温・風・騒音・飛塵などの緩和に資すると考えられます。
	設置者回答	緑地については、環境共生課との事前協議の上、必要な面積を確保した計画としておりました。 ご指摘を踏まえ対応を検討した結果、空きスペースにプランターを設置することで、可能な範囲で最大限の緑化に努めることといたします。
	取扱	記載しない

10	担当課	学識経験者(磯田教授)
	指摘内容	【項目No.1(5)関連】 景観的な配慮として、緑の量を増やしていただきたい。
	設置者回答	緑地については、環境共生課との事前協議の上、必要な面積を確保した計画としておりました。 ご指摘を踏まえ対応を検討した結果、空きスペースにプランターを設置することで、可能な範囲で最大限の緑化に努めることといたします。
	取扱	記載しない

11	担当課	商業金融課
	指摘内容	【項目No.1(6)関連】 屋外照明及び広告塔照明の配置計画を示すこと。 (理由) 光害が発生しない手立てがなされているか不明確であるため。
	設置者回答	広告塔照明配置図を提出いたします(別添図面参照)。
	取扱	記載しない

12	担当課	開発景観課
	指摘内容	【項目No.1(1)(2)(5)(6)関連】 屋外広告物がある場合は、事前の相談を行って下さい。
	設置者回答	屋外広告物については事前に相談いたします。
	取扱	記載しない

13	担当課	学識経験者(磯田教授)
	指摘内容	【項目No.1(8)関連】 ピロティの駐車場の閉店後の環境が悪くならないように配慮をお願いしたい。
	設置者回答	閉店後は駐車場出入口を施錠し、外部からの侵入者がいないよう管理してまいります。
	取扱	記載しない

III. その他指摘事項

14	担当課	北部土木センター総務課
	指摘内容	通路橋については、法定外公共物使用申請を提出すること。
	設置者回答	通路橋について法定外公共物使用申請を提出します。
	取扱	記載しない

15	担当課	北部土木センター維持課
	指摘内容	県道と面する乗入れ口以外の部分については、車両が乗入できない対策を講じること。 (理由) 交通の安全と円滑のため。
	設置者回答	県道と面する乗入れ口以外の部分については、車両が乗入できない構造といたします。
	取扱	記載しない

16	担当課	商業金融課
	指摘内容	「大型店の立地に関するガイドライン」第1の2の2-2(6頁参照)に規定する一定規模未満の大型店に対して本市が求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。 (理由) 企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待されるため。
	設置者回答	「大型店の立地に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、「大型店に求める具体的な地域貢献策」その他の地域貢献に積極的に取り組んでまいります。
	取扱	留意事項として付記 → (4)

市の意見案と考え方

7. 市の意見案

【市の意見】

届出に対する市の意見はなし。

【留意事項】

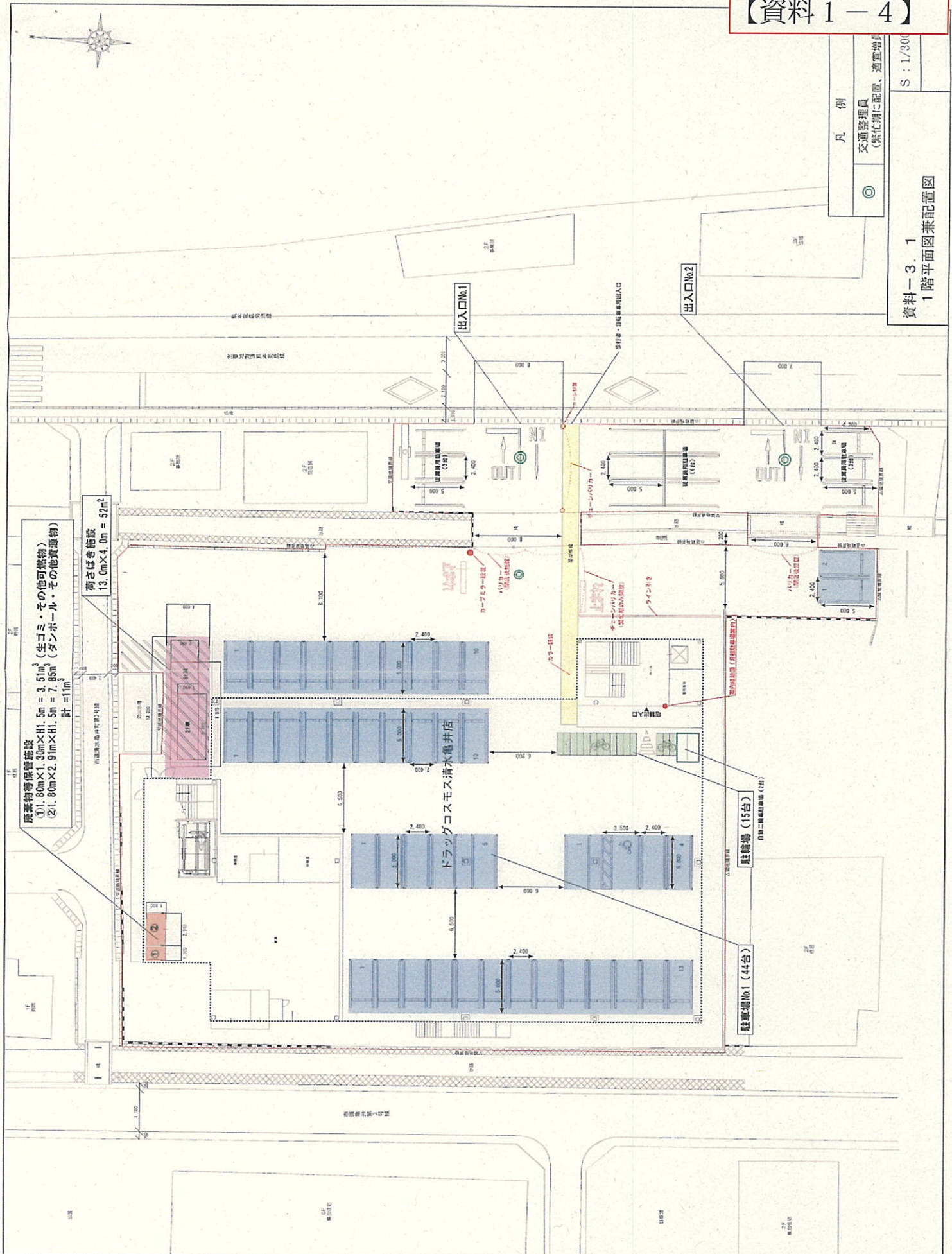
- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- (2) 敷地の形状が複雑で車が2ヶ所からの出入りがあり、歩行者動線とクロスするので、適正な交通誘導員の配置により、車両の整理及び歩行者の安全確保等に努めること。
- (3) 夜間及び早朝における荷さばき作業に伴い発生する騒音及び搬出入車両の走行音に際しては、可能な限り騒音の発生を低減し、周辺の生活環境の保全に努めること。
- (4) 緑化の推進及び良好な景観形成のため、芝・プランターの設置だけでなく、樹木の植栽を検討の上、緑化に努めること。
- (5) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

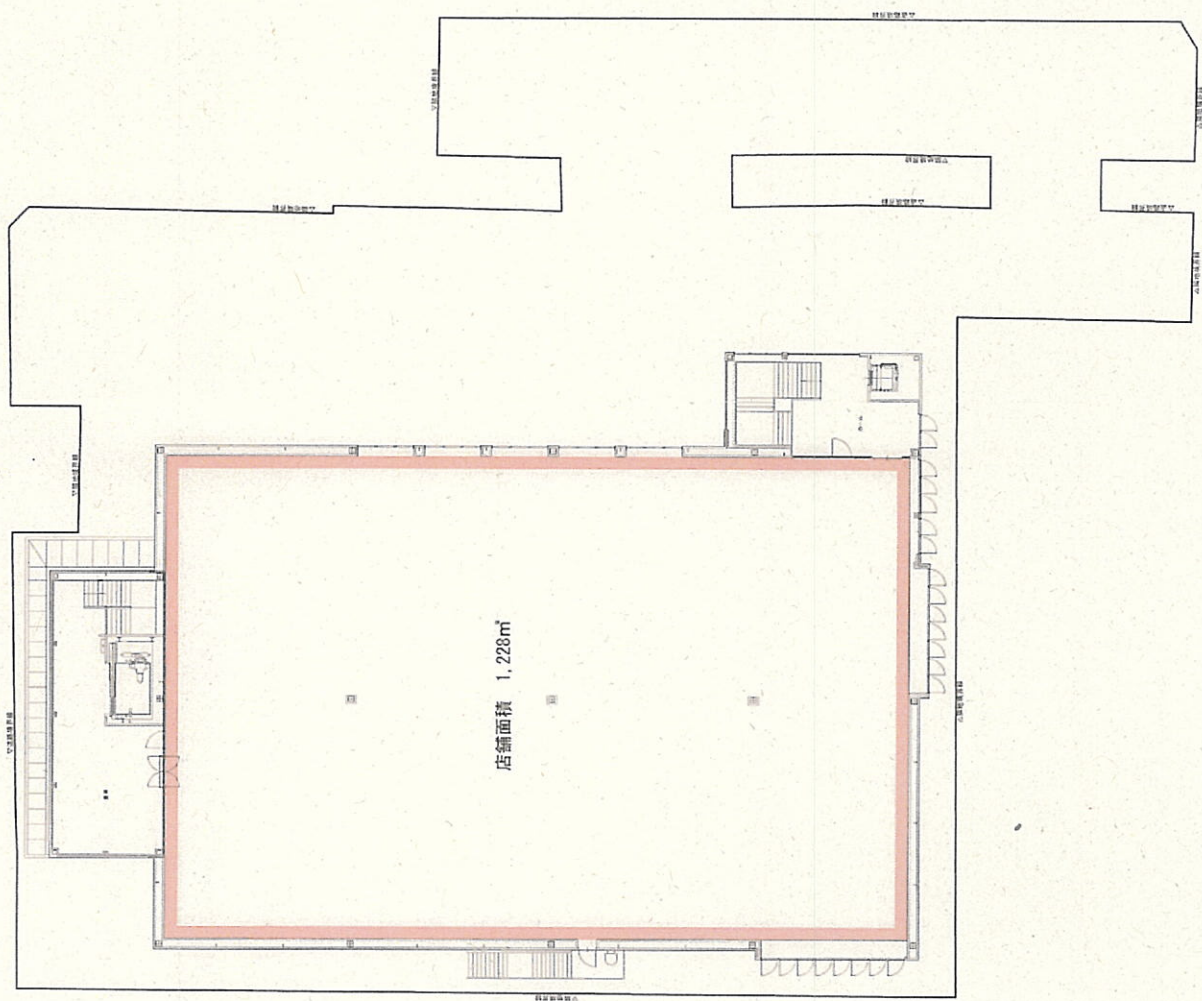


資料 1 建物位置図 (広域図)

S: 1/25,



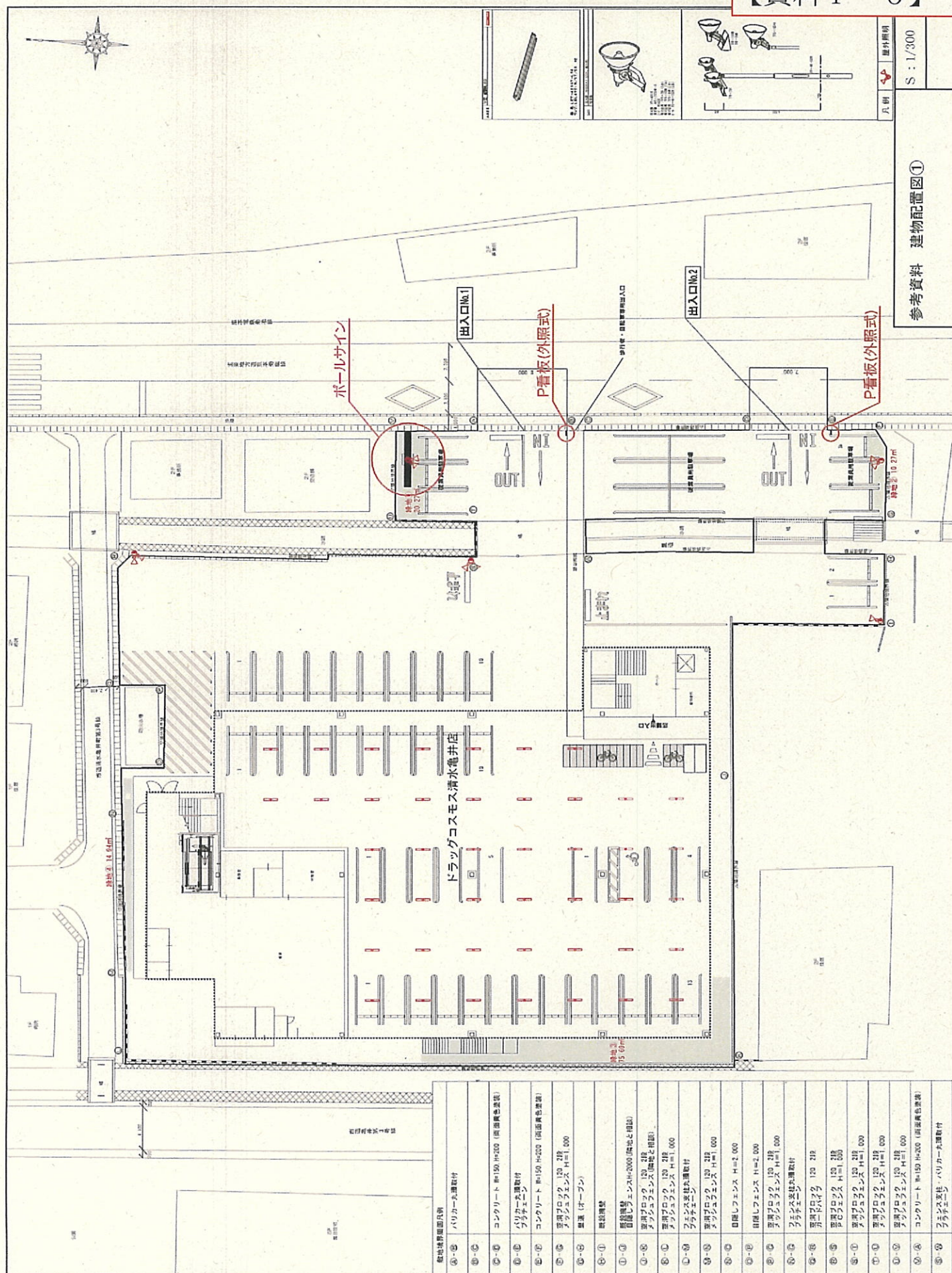


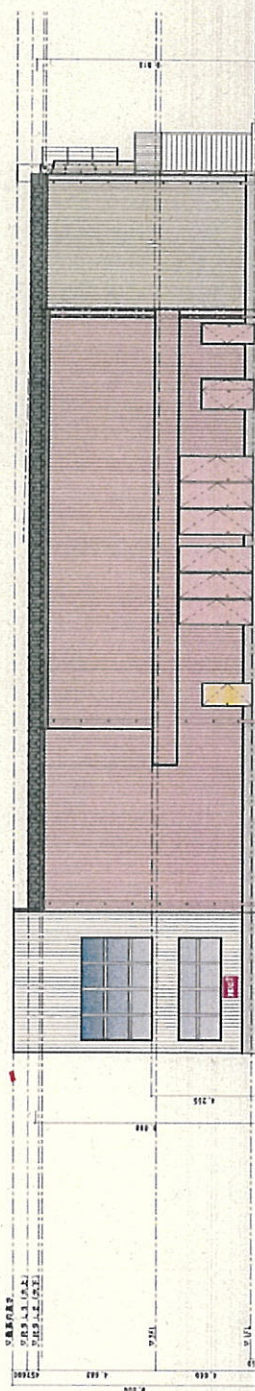
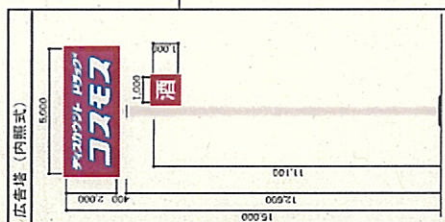
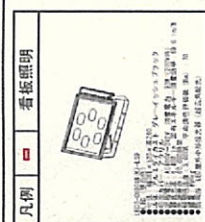


S : 1/300

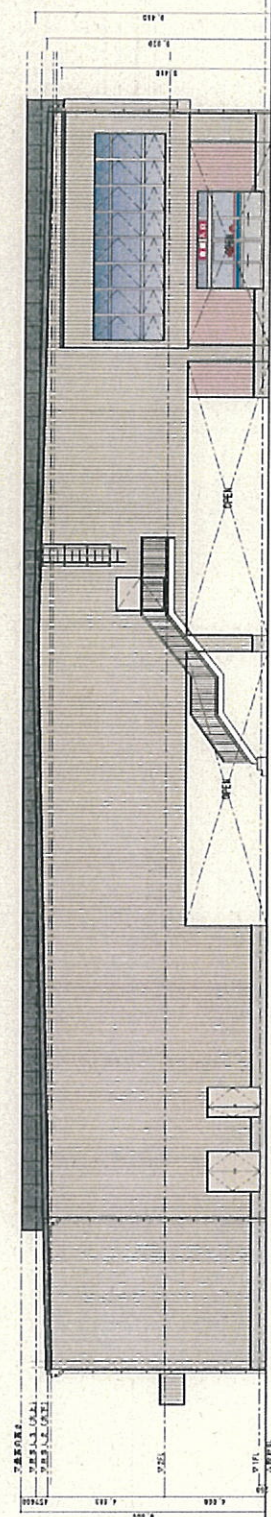
9



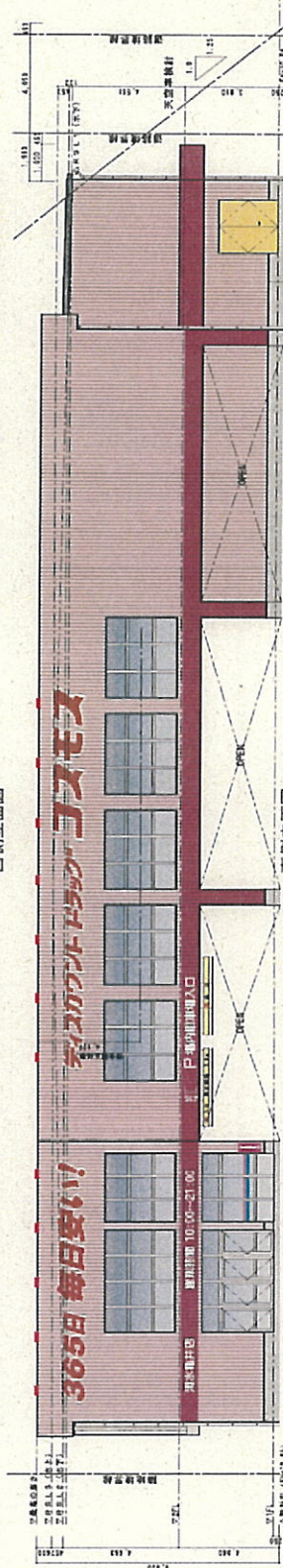




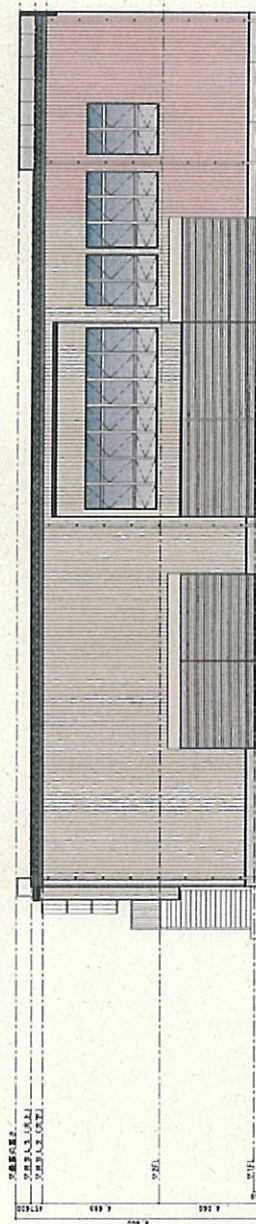
北側立面圖



西側立面圖



東側立面圖



南側立面圖

